

(別紙)

令和3年度定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
上下水道 部	総務課	R -3	指摘事 項	盛岡市上下水道局庁舎敷地 賃貸借契約に伴う電気使用量 の請求に当たり、実費相当額の 算定に誤りがある事例が見られ たので、適正な事務の執行を求 める。	措置済	原因は、令和2年4月1日からの電力需給契約切替に伴い、東北電力の電気 料金請求書が3月分と4月分の2通に分かれていることを把握しておらず、上下 水道局本庁舎分は3月分のみ、新庄浄水場分は4月分の電気料のみで自動販 売機の電気料金を算出したことによるものである。 上下水道局本庁舎分、新庄浄水場分とも、正しい電気料金で算定した自動販 売機電気料との差額について、自動販売機設置業者に対して令和3年7月14 日に追加請求及び還付について通知した。追加請求分は令和3年7月26日に 納付完了し、還付分は令和3年8月20日に還付支払い完了した。 今後は、次の再発防止策を講じ、適正な事務処理を行うこととする。 (1) 電力需給契約切替の有無について、自動販売機業務の正副担当及び電気 契約担当による確認を行う。(現在の電力需給契約は令和4年3月31日までと なっており、次回は令和4年4月1日に新規契約となり、令和2年4月と同様に請 求書が2通に分かれる見込み。) (2) 自動販売機電気料金算定について、正副担当による確認を徹底する。 (3) 上記について、自動販売機管理業務マニュアルに記載し、引継等があった 場合でも事務誤りが生じない様に対策を行うことを徹底し、再発防止を図る。

(備考)

1 措置状況欄は、「措置済」、「未措置」の区分により記入してください。

2 措置に関する方法等が未定の場合であっても、措置の内容欄に、検討状況の具体的内容(現状、方向性、見通し、見解等)を記入してください。